

令和4年度

私立幼稚園・認定こども園（幼稚園機能） 入園のてびき

松江市 子育て部 子育て支援課 保育幼稚園係

◆入園申込書類提出先

- ・ 入園を希望する私立幼稚園又は認定こども園

◆令和4年度入園申込受付期間

認定区分	入園希望月	受付期間
教育・保育給付 1号認定 (幼稚園機能)	令和4年4月からの入園	令和3年11月26日(金)～12月16日(木) 土曜日・日曜日を除く
	上記受付期間以降の申込み 又は 令和4年度の途中からの入園	私立幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の 受付期間は各園にお問い合わせください。 (10日が閉庁日の場合は直前の開庁日)

◆入園申込時に必要な書類

【認定こども園（幼稚園機能）】

- ① 入園願書等 } 各園で別途案内があります。
- ② 「子どものための教育・保育給付認定・変更申請書 兼 特定教育・保育施設等利用申込書（令和4年度用）」
 - ・松江市役所子育て支援課（窓口⑫）
 - ・各認定こども園・私立幼稚園
 - ・松江市ホームページ で配布しています。
- ③ 個人番号カードの写し
両親と申込幼児分
- ④

⑦個人番号入りの住民票の写し
⑧個人番号入りの住民票記載事項証明書
⑨通知カードの写し（両親と申込幼児分）

+

保護者の本人確認書類の写し
(運転免許証、パスポートなど)

中が見えないよう、封筒に入れてください。
③又は④のどちらかが必要です。
④の場合は、⑦から⑨までのいずれかを用意してください。

※ 通知カードについては、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。
- ⑤ 委任状（該当者のみ）

【認定こども園（保育所機能）】

- ・ 松江市役所子育て支援課・各支所市民生活課・子育て支援センター（乃白町）で受付します。
- ・ 詳細は「令和4年度 認可保育所・幼保園（保育所部門）・認定こども園（保育所機能）・小規模保育事業施設入所のてびき」をご覧ください。



◆教育・保育給付認定

- 子ども・子育て支援法により、私立幼稚園又は認定こども園（幼稚園機能）の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

(1)認定区分

- 私立幼稚園
 - 認定こども園（幼稚園機能）
 - 認定こども園（保育所機能）
- …教育・保育給付1号認定（「教育時間」）
…教育・保育給付2号・3号認定（「保育標準時間」又は「保育短時間」）

認定区分	年齢	保育を必要とする事由	保育必要量
教育・保育給付1号認定	3～5歳 クラス	不要	（教育時間）
教育・保育給付2号認定		必要	保育短時間（8時間/日） 又は 保育標準時間（11時間/日）
教育・保育給付3号認定	0～2歳 クラス		

(2)有効期間

- 認定の有効期間は最大で小学校就学前までとなります。
- ただし、教育・保育給付2号・3号認定の場合で、保護者の離職などにより「保育を必要とする事由」を喪失したときは、認定の取消し、又は教育・保育給付1号認定へ変更となります。

◆保育料

- 幼児教育・保育の無償化により、教育時間に係る保育料が無償化となります。
- ただし、預かり保育料、特別保育に係る費用、PTA会費、教材費などは別途かかります。

◆副食費の負担減免

次に該当する幼児については、副食費（おかず代）が負担減免（不徴収）となります。

①生計を一にする兄弟が2人以上いる場合

※19歳以上又は別居の兄弟がいる場合は、「多子世帯状況申告書」の提出が必要です。

②市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯である場合

※令和3年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和3年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

※令和4年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和4年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

マイナンバーを用いた情報連携により、松江市で税額が確認できる場合があります。

◆注意事項

(1)認定こども園の幼稚園機能(教育・保育給付1号認定)から保育所機能(教育・保育給付2号認定)へ変わる場合 又は他の認可保育所に転園する場合

- 子育て支援課で改めて入園の手続きが必要です。
- 変わりたい月の前月10日までに、「教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書」に保護者の「保育の必要性を証明する書類」を添付して提出してください。
- 詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

(2)認定こども園の保育所機能(教育・保育給付2号認定)から幼稚園機能(教育・保育給付1号認定)に変わる場合

- 各施設で認定変更の申請を行ってください。
- 月途中からの変更はできません。
- 変わりたい月の前月10日までに手続きをお願いします。
- ※原則として保育を必要とする事由がある場合は、教育・保育給付2号認定から教育・保育給付1号認定に変更しないでください。

(3)他の認定こども園(幼稚園機能)、市立幼稚園、私立幼稚園に転園する場合

- ご希望先の施設で入園手続きを行ってください。

(4)入園を辞退する場合

- 私立幼稚園又は認定こども園（幼稚園機能）の入園を辞退する場合は、速やかに当該園へ連絡するとともに、辞退届を必ず提出してください。

(5)施設等利用給付認定

- 教育・保育給付1号認定の幼児で、保育を必要とする事由がある場合は、在籍園の預かり保育料が無償化されます。
- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、市に施設等利用給付認定の申請をしてください。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。
- ※認定こども園に在籍する幼児で、保育を必要とする事由がある場合は、原則として教育・保育給付2号認定を受けて、保育所機能を利用してください。

◆問い合わせ先

松江市 子育て部 子育て支援課 保育幼稚園係

電話：(0852) 55-5312